

沖縄県立芸術大学チューター実施要項

令和3年10月8日

沖芸大要項第13号

1 目的

本学に在学する外国人留学生及び本学からの留学予定者の学習・研究活動の向上を図り、それぞれの留学先での日常生活への適応等を支援することを目的とし、該当者に対して本学の学生（在学する留学生を含む）をチューターとして配置する。

2 支援対象となる学生

本学に在学する留学生及び本学からの留学予定者

※基本的に留学生の場合は、受け入れ開始から1年間、本学からの留学予定者の場合は、留学が決まってから渡航までの在学期間とする。

3 チューターの対象者

本学に在学する学生（院生も含む）及び在学中の留学生

4 チューターの任務

チューターは原則として、一学生に対し一人を配置し、下記について行う。

- (1) 学習等 ※主に語学面を中心にサポートする。
 - ア 授業の補助
 - イ 研究活動の補助
 - ウ 日常会話の練習パートナー
- (2) 日常生活の支援
 - ア 学内外の案内
 - イ 官公庁等諸手続の為の同行
 - ウ 買い物
 - エ 部屋探し（ただし、契約等に関することは除く）等

5 チューターの実施

- (1) 実施回数
実施回数は原則週1回（1ヶ月4回を限度、1回につき2時間以内）
- (2) 実施報告
チューターは実施した月ごとに「チューター実施報告書」に必要事項を記入し、留学生のサインをもらい、事務局（国際交流コーディネーター）へ実施月の翌月5日までに提出すること。
- (3) 謝礼等
チューターから提出された実施報告書に基づき、1回につき1,000円分のQUOカード等を実施回数分支給する。

※予算の範囲内により決定した回数分を上限として支給する。

6 チューターの選考方法

(1) 募集

募集要項を各キャンパス掲示板等へ掲示、各専攻へ周知依頼する。
また、適任だと思われる者に直接依頼する。

(2) チューターの登録・取消

チューターの登録及び取消については下記の書類を事務局（国際交流コーディネーター）に提出する。

ア チューターの登録・・・「チューター登録申請書」

イ チューターの取消・・・「チューター取消申請書」

※取消の際は取消希望日の1ヶ月前までに取消申請書を提出する。

(3) チューターの選考

チューター登録者の中からどの留学生に配置するかを登録申請書に基づき決定する。決定は国際交流室長及び国際交流コーディネーターが書面（面接）選考する。

附 則

この要項は、令和3年10月8日から施行し、令和3年4月1日から適用する。